

## たわらやまの旅と未来会議規約

(名称)

第1条 この会は、たわらやまの旅と未来会議（以下「会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会議の事務所は、事務局長の所属事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会議は、俵山地区の観光事業の健全な発展と振興。及び、地域の活性化を図り、生活・文化、産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 来訪者を増やすための情報収集や整理、発信
- (2) 魅力ある特産品等の開発や景観の整備
- (3) 来訪者が利用される施設の整備や改善
- (4) 集客力のあるイベントの実施や援助
- (5) 地域の住民と連携したおもてなし力の向上
- (6) 他地域の関係団体との連携
- (7) その他会議の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会議の会員は、目的に賛同して入会した団体、法人及び個人とし、事業活動に参加し、かつ総会において口数によらず平等の議決権を有する。

(会費)

第6条 会議の会費は1口年額2,000円とする。

- 2 会員は、毎年度所定の納期までに会費を納入しなければならない。
- 3 第8条の規定により会議を退会したときは、納入済みの会費は返納しないものとする。

(入会申込)

第7条 入会しようとする者は、たわらやまの旅と未来会議入会申込書（様式第1号）に当該年度の会費を添えて、第9条第1項第1号に規定する会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(退会届)

第8条 会員は、会議を退会しようとするときは、たわらやまの旅と未来会議退会届出書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(役員の種類及び選任)

第9条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人

(4) 理事 若干名

(5) 監事 1人

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は会務を処理する。

4 監事は、出納事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬)

第12条 役員は無給とする。ただし、旅費その他事業の遂行に伴う実費については、この限りでない。

(会議の種別及び招集)

第13条 会議の会議は、総会、役員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長になる。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成し、通常総会は毎年1回会計年度終了後2月以内、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 規約の改廃及び役員選任

(4) その他会議運営上の重要事項

(会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 会議の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。